

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障がい児通所給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米沢市は障がい児通所給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

米沢市長

公表日

令和7年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい児通所給付に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づく、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する各種事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、次の事務で利用する。 (1)障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給申請に関する事務 (2)肢体不自由児通所医療費の支給申請に関する事務 (3)障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給申請に関する事務 (4)障害福祉サービスの提供に関する事務 (5)高額障害児通所給付費の支給申請に関する事務
③システムの名称	(1)障がい者福祉システム (2)団体内統合利用番号連携サーバ (3)中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい児通所給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、80、144、155の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14、15、16の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 総務部総務課 行政担当 電話番号0238-22-5111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 健康福祉部社会福祉課 障がい者支援室 電話番号0238-22-5111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	障がい児の通所給付に関する業務については、特定個人情報の記載がある申請書等については、鍵のかかる所に保管しており、特定個人情報の取扱いにかかる業務については、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報保護管理者、特定個人情報事務取扱担当者(会計年度任用職員等を含む)、特定個人情報システム管理者は毎年度研修を受講している。各研修においては受講確認を行っている。個人情報の保護の重要性について定期的に周知している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I. 5. ②所属長の役職名	社会福祉課長 佐藤 徹	社会福祉課長	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策		様式変更による記載	事後	
令和3年12月24日	I. 4②法令上の根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号	事後	
令和6年9月20日	I. 3 法令上の根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表第一の8の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第8条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表9の項	事後	
令和6年9月20日	I. 4②法令上の根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 (情報提供の根拠) 別表第二の8、11、16、56の2、108、116の項 (情報照会の根拠) 別表第二の10、11、12の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第7条、第10条、第12条、第30条、第52条の2、第55条、第59条の2 (情報照会の根拠) 第9条、第10条、第10条の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表11、15、20、80、144、155 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表14、15、16	事後	
令和6年9月20日	II. 1 いつ時点の計算か	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月20日	II. 2 いつ時点の計算か	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年7月3日	IV. 8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月3日	IV. 8 判断の根拠		障がい児の通所給付に関する業務については、特定個人情報の記載がある申請書等については、鍵のかかる所に保管しており、特定個人情報の取扱いにかかる業務については、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	
令和7年7月3日	IV. 11 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事前	
令和7年7月3日	IV. 11 当該対策は十分か		十分である	事前	
令和7年7月3日	判断の根拠		特定個人情報保護管理者、特定個人情報事務取扱担当者(会計年度任用職員等を含む)、特定個人情報システム管理者は毎年度研修を受講している。各研修においては受講確認を行っている。個人情報の保護の重要性について定期的に周知している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	事前	